

R 7 瀬戸内海へのプラスチックごみ流入実態調査業務仕様書

1 業務名

R 7 瀬戸内海へのプラスチックごみ流入実態調査業務

2 業務目的

海洋へのプラスチック流出は、生態系、観光、漁業、生活環境等に影響を及ぼしており、世界全体での対策が急務となっている。こうした中、瀬戸内海においては、日本最大の閉鎖性海域であることから、関係府県が連携・協力し、地域全体で効果的・効率的にプラスチックごみ対策に取り組む必要がある。

このことを踏まえ、関係府県が一体となった、瀬戸内海に流入するプラスチックごみの流入量を推計することを目的とした広域的調査を実施し、実態の把握を行うとともに、今後の効果的な対策の検討に活用する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

4 業務内容

(1) 流下ごみ実態調査

県内河川の適切な地点において、インターバルカメラ等の撮影装置を設置し、流下するプラスチックごみの流下量を推計する。

ア 調査方法等

環境省作成「瀬戸内海へのプラスチックごみ流入実態調査マニュアル（令和5年10月）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、実施する。

イ 調査対象

直径2.5 cm以上のプラスチックごみとし、例外として2.5 cm未満の「たばこの吸殻（フィルター）」を含める。なお、プラスチックごみの種類は「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン（令和7年5月第4版）」の対象物と同一とする。

ウ 調査地点

ガイドラインに基づき、流域人口密度等を考慮の上、「県内1地点」を選定し、調査を実施する。

エ その他

撮影装置の設置をはじめ、維持管理、撤去、調査終了後の現状復旧等を行うこと。

(2) 河川敷の散乱ごみ実態調査

上記の「(1) 流下ごみ実態調査」の精度向上のため、調査河川において、河川敷の散乱ごみの実態調査を実施する。（調査対象のごみは「流下ごみ実態調査」に準ずる）

調査は、ガイドラインに沿って実施するとともに、回収したごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び各市町村等の廃棄物処理計画に則り、適正に処理を行うこと。

(3) 調査結果の整理・提案

上記の「(1) 流下ごみ実態調査」、「(2) 河川敷の散乱ごみ実態調査」の結果を踏まえ、瀬戸内海に流入する年間プラスチックごみ流下量を推計し、報告書として取りまとめること。併せて、調査結果については、今後の発生抑制対策の効果検証に用いることができるよう整理すること。

(4) 成果品の提出

受託者は業務期間の終了までに、次の書類を提出すること。なお、紙媒体は日本工業規格A4版、電子データは電子媒体(DVD-R等)により納品するものとする。

- ア 業務完了報告書(紙媒体1部)
- イ 結果報告書(紙媒体2部、電子データ)
- ウ その他必要と認められる書類

5 特記事項

- (1) 関係者との交渉、施設の使用申請など、業務の実施に必要な手続きについては受託者が行うこと。
- (2) 本業務により作成した成果物の著作権、使用权等は全て県に帰属するものとする。
- (3) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、県と協議しながら適切に履行するとともに、本仕様書に定めのない事項や不明な点が生じたときは、県と協議すること。
- (4) 県の求めに応じて、随時、業務の進捗状況を報告すること。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。
- (6) 県は、委託業務の完了後、成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であることを発見したときは、受託者に対して相当の期間を定めて、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は損害の賠償をさせることができる。
- (7) 仕様書に記載のない事項については、必要に応じて県と受託者で協議の上、決定する。
- (8) 成果品の引渡し完了前に生じた損害は、全て受託者の負担とし、県は受託者に対して契約の再履行を要求し、又はこの契約を解除することができる。
- (9) 受託者が、本業務の実施に当たって個人情報を取り扱う場合は、徳島県個人情報保護条例(平成14年徳島県条例第43号)及び知事が取り扱う個人情報に関する徳島県個人情報保護条例施行規則(平成14年徳島県規則第78号)に基づき、その取扱いに十分留意し、個人情報の保護に万全を期すこと。

以 上